

令和8年度 観文観委第35号 お茶ツーリズム専門家派遣制度運営業務プロポーザル 質問に対する回答

1	仕様書「4(2)イ 広報の実施」について、「広報については手法を問わない」と記載がありますが、指定のチラシ300部の作成に加えて、当制度の特設LP(ランディングページ)の制作や、SNS・WEB広告を活用したデジタルマーケティング施策等を独自に提案した場合、審査(事業広報の項目)において評価の対象となりますでしょうか。	審査基準においては実施要領 別紙2 お茶ツーリズム専門家派遣制度運営業務審査基準をご確認ください。
2	仕様書「4(3)ウ 謝金」について、「専門家毎に委託者にて決定する」と記載があり、既存の専門家を想定されているかと存じますが、受託者が独自のネットワークを活かし、本市のインバウンドや観光マーケティングに最適な専門家を新たに推薦し、アサインする提案を盛り込むことは可能でしょうか。	専門家の選定に関しては委託者が決定するため、本業務の対象外になります。
3	仕様書「4(3)イ③専門家派遣の実施」について、「原則申請事業者の事務所等で実施するものとし、オンラインでの派遣は不可とする」と記載がありますが、実地での対面派遣の効果を最大化させるため、対面派遣日の前後にオンラインでの事前面談(目標のすり合わせ)や事後フォローアップを組み込むような手厚いサポート体制を提案することは可能でしょうか。	自由提案とします。
4	実施要領「6(1)⑤ 企画提案書について」に「KPIの確認手法についても明記してください」と記載がありますが、単なる派遣後の満足度アンケート等の定性的な指標にとどまらず、実際の送客数増や売上増加を見据えた具体的なビジネスKPIの設定、およびデジタルツールを用いた追跡調査などを提案内容に含めることは可能でしょうか。	自由提案とします。
5	実施要領「2(4)契約上限金額」および仕様書「4(3)ウ 謝金」について、契約上限5,000,000円のうち専門家派遣予算3,000,000円以上を除く残りの委託費(最大約2,000,000円)に関して、事務局の人件費・備品代等だけでなく、前述の「デジタル広告費」や「効果測定用のシステム利用料」等として積極的な投資配分を提案することは可能でしょうか。	自由提案とします。
6	観文観委第 34 号 お茶 ツーリズムプロモーション・マーケティング運営業務の詳細を教えてください。	ご指摘の業務に関しては公募開始前のため、詳細をお答えすることはできません。TEA TOURISM MEETINGに関しては駅前の会議室で交流会形式で行う予定です。PCをご持参の上、当該事業の説明をお願いする予定で、説明時間に関しては15~20分を想定しています。
7	専門家派遣制度を希望する市内事業者の想定はありますか？(生産者、ホテル等の宿泊施設、茶商)	茶農家、茶商、宿泊施設、飲食店他お茶ツーリズム体験プログラムを造成したい事業者を想定しています。
8	静岡市の考えるお茶ツーリズムのイメージを教えてください。既に一部の茶商や茶農家でお茶ツーリズムを行っています。今の茶商や生産者が行っているお茶ツーリズムコンテンツをブラッシュアップするのか、茶商や生産者とは別の事業者にお茶ツーリズムのコンテンツを造成してもらうのか、などです。	お茶を絡めたものであれば特に範囲を狭めず対象とする予定です。新規及びブラッシュアップに関しては両方を想定しています。
9	モデルとしているお茶ツーリズムがあれば教えてください。 例:佐賀の嬉野のお茶ツーリズムなど。	特に特定の地域のモデルは想定しておらず、静岡らしい独自のモデル形成を考えています。
10	派遣する専門家の想定の専門分野を教えてください。(例えば、インバウンドの専門家、体験型 OTA に登録を促進する専門家、魅力を発信するブランディング面の専門家、旅行代理店のコンテンツの一つとして扱ってもらうための専門家、静岡市のお茶の良さを伝えるためのインストラクターのような専門など)	現在、日本茶インストラクター、OTA専門家、通訳案内士、旅館コンサルタント等を想定しています。
11	本事業における KGI や KPI、それぞれの目標数値等があれば教えてください。 (新規造成プログラム数や派遣実績数)	KPIやKGI、目標数値に関してもご提案をお願いします。 (実施要領「6(1)⑤ のとおり)